

平成25年（行ケ）第59号、同第60号事件

原告 草野利一 外

被告 国

原告ら第2準備書面

東京高等裁判所第23民事部Eイ係 御中

平成26年9月30日

原告ら訴訟代理人

| | | | | |
|-----|---|---|---|---|
| 弁護士 | 海 | 渡 | 雄 | 一 |
| 弁護士 | 只 | 野 | | 靖 |
| 弁護士 | 村 | 上 | 一 | 也 |

本書面は、電波監理審議会における舟木鑑定が実質的証拠にならないことについて、主張を補充するものである。

原告らは、電波監理審議会の事実認定に、実質的な証拠がないことについて、訴状第3章で詳述した。

本書面では、あらためて、

- ① 本件PLC技術基準の許容値設定の基本的方針と、その具体的手法との間には、著しい齟齬があり、基本方針が守られておらず、原告らの無線通信に継続的に重大な障害を生じさせるものであること
- ② この点について、電波監理審議会での参考人尋問の結果でも、なお真偽不明の状態と判断されたこと、だからこそ職権での鑑定が採用されたこと
- ③ その職権鑑定において、鑑定人尋問を経ないという重大な手続違背があったこと

を述べ、したがって、職権鑑定は、認定事実を基礎づける上で証拠価値が低く、結局、電波監理審議会の認定事実には、実質的証拠が欠けていること、について、主

張を補充する。

第1 本件PLC技術基準の誤り

1 本件PLCの許容値設定の基本的方針

国は、平成18年の本件省令改正により、「定格電圧100V又は200V及び定格周波数50Hz又は60Hzの単相交流を通じる電力線を信号伝送用に用いる広帯域電力線搬送通信設備で、屋内でのみ使用するもの（ただし受信のみを目的とするものを除く）」で「搬送波の周波数が、2MHzから30MHzまでの範囲」の設備を解禁した。そして、その電磁妨害波の許容値設定の基本方針は、以下のとおりとしたという（電波監理審議会における国が提出した準備書面(1)18頁）。

- ① 非通信時の許容値は、パソコンなどのIT機器の許容値と等しくする。
- ② 通信時における利用周波数帯（2MHzから30MHz）の許容値は、広帯域電力線搬送通信設備から漏えいする電波の強度が離隔距離（原告代理人注：周囲雑音レベルにより、10mもしくは30m）において周囲雑音レベル程度以下となるようにする。
- ③ 通信時の非利用周波数帯（150kHzから2MHz、30MHzから1000MHz）の許容値は、パソコンなどのIT機器の許容値と等しくする。

2 具体的な許容値の策定方法

そして、その具体的な許容値の策定は、以下の手順によって決定された。

- ① 周囲雑音を測定し決定する。
- ② モデル家屋（屋内配線モデル）を設定し、1mAのコモンモード電流を流した場合に漏えいする電界強度について、理論的に計算する（乙4の83～84／101）。
- ③ 周囲雑音と理論的に計算された1mAのコモンモード電流を流した場合に漏えいする電界強度を比較する。
- ④ この比較から、漏えい電波を発生させるコモンモード電流を、周囲雑音レベルに制限する。

（注：「コモンモード電流値」とは、電力線を構成する二本線を同方向に流れる

電流を言い、これに対し、二本線をそれぞれ逆方向に流れる電流を「ディファレンシャルモード電流」と言う。）

このことを、ブロックダイアグラムに示すと、以下のとおりとなる（杉浦参考人もこの考え方で決定されたことを認めた。杉浦尋問 27 頁。甲 151 のスライド 6 番。）

1 mA のコモンモード電流 → 電界強度を理論的に計算

↓

コモンモード電流許容値 ← 電界強度を周囲雑音レベル

そして、以上の①～④については、総務大臣も「異論はない」という（電波監理審議会における国の準備書面（32））。

3 電磁妨害波の許容値は基本方針を満たしていないこと

原告らは、PLC からの電磁妨害波の許容値が、1 の基本方針のとおりを設定されているのであれば、何ら異議はない。

しかしながら、現実に設定された許容値は、基本方針を全く満たしていない。

その理由を簡潔に述べれば、以下のとおりである。

① まず、比較対象たる周囲雑音の測定について、国の測定は、測定器やアンテナの性能が低すぎて測定下限が高すぎ、その結果、周囲雑音の設定が高すぎる結果となっている（実際には、周囲雑音は、はるかに低い）。

この点については、訴状第 3 章第 1 周囲雑音の意味及びその測定の誤り（34 頁～48 頁）において述べた。

② 次に、PLC 機器からの漏えい電波（電流値の測定）では、モデル家屋（屋内配線モデル）は、PLC が現実に使用される一般家庭の屋内配線とは全く異なるものを想定し、かつ、実測では無く理論的な計算に基づいており、漏えい電界強度が過小である（実際には、漏えい電界強度は、高い）。

この点については、訴状第 3 章第 2 PLC モデムから発生するコモンモード電流を規制すればよいとするものの誤り（49 頁～71 頁）において述べた。

- ③ このように、周囲雑音と漏えい電界強度の比較においては、一方で周囲雑音の設定が過大であり、他方でP L C機器からの漏えい電界強度が過小であり、双方誤った結果に基づく比較をしており、現実からはかけ離れた比較となっている。従って、このような誤った考え方にに基づき、市販されたP L C機器を使用した場合、他の無線利用の障害が生ずることは必定である。
- この点については、訴状第3章第3実測結果は、原告の主張を裏付けていること（72頁～74頁）において述べた。

第2 電波管理審議会の審議の経過

電波監理審議会での審議経過は、以下のとおりである。

1 2007年3月23日最初の異議申立

原告らが、最初の異議申立を行ったのは、2007年3月23日である。

その後も、原告らは、P L C機器の型式指定処分が新たにされる都度、同様の異議申立を行った。

総務大臣は、原告らの異議申立について電波監理審議会に付議し（電波法85条）、これを受けて、電波監理審議会は、主任審理官に佐藤歳二氏を指名し、審理させた（電波法87条）。なお、佐藤歳二氏は、最高裁判所上席調査官、司法研修所上席教官（第一部統括）を経て、横浜地方裁判所所長を最後に退官された元裁判官である。

2 2009年7月～10月、参考人（証人）尋問

(1) 参考人（証人）尋問の概要

その後、電波監理審議会において、双方の主張の整理に約2年を要し、2009年7月から同年10月にかけて、異議申立人本人2名の尋問と、参考人2名の尋問が行われた（ここで、参考人とは、裁判で言えば証人に該当する）。

このうち、2009年10月7日に実施された、青山貞一氏及び土屋正道氏は異議申立人本人であり、また、北川勝浩氏は原告ら側から申請した参考人である。これら3名は、当然、原告らの各主張事実を裏付ける証言を行った。

これに対して、杉浦行氏は、総務大臣申請にかかる参考人であり、総務大臣の各

主張事実を裏付ける証言を行おうとした。

しかしながら、杉浦行氏の証言中には、むしろ原告らの主張を認める（認めざるを得ない）証言内容が含まれていた。

(2) 杉浦行氏の証言内容

杉浦行氏の証言の具体的な内容は、以下のとおりである（頁数は、杉浦参考人調書）。

ア 経歴等

- ① 杉浦氏は、福井大学、大阪大学大学院で応用物理学を専攻し、郵政省電波研究所にて不要電波の測定に関する研究を行った。東京工業大学で博士号を取得し、東北大学電気通信研究所教授となり、独立行政法人情報通信研究機構のEMCプログラムコーディネーターを努めている（杉浦尋問1頁）。
- ② 電子情報通信学会の環境電磁工学研究会の委員長、日本学術会議の電波科学研究連絡委員会の電波雑音に関する分科会の主任の経験もある（同1頁）。
- ③ 杉浦氏の専門は、電磁環境問題、特に無線通信に対する障害や、電気・電子機器、自動車等からの不要電波、電波雑音の測定や対策である（同1頁）。
- ④ C I S P R（国際無線障害特別委員会：無線障害の原因となる各種機器からの不要電波（妨害波）に関し、その許容値と測定法を国際的に合意することによって国際貿易を促進することを目的として1934年に設立されたIEC（国際電気標準会議）の特別委員会）の運営やC I S P R規格の作成にも関与している（同1頁～2頁）。
- ⑤ 本件P L Cの技術基準のもととなる答申の検討にも、主任として中心的な役割を果たした（同2頁）。

イ 本件技術基準の性質

杉浦氏は、本件技術基準の性質について、以下のとおり、述べた。

P L Cの装置を皆さん方一般のユーザーが、消費者が使う以前に装置を事前に技術基準の適合性を確認して、それによって重大かつ継続的な無線通信の障害を未然に防ぐという予防的措置として技術基準を決めております。したがっ

て、これを満足すれば絶対に無線障害が起こらないというようなものでは全く
 ございません。起こる可能性もあります。なるべく低減はしております（杉浦
 尋問4頁）。

そして、この「重大かつ継続的な障害というのはほとんど起こらないレベルのも
 のでしょう」との質問に対して、「と思っています」とも回答している（同22頁）。

しかし、実際のPLCの技術基準は、このような考え方とはかけ離れたものとな
 っており、ほぼ確実に無線障害が発生するものとなってしまっている。

ウ 周囲雑音の測定の誤り

周囲雑音については、ITU-R 勧告 P.372-8 が国際的に広く認知され、用
 いられている。杉浦氏参考人も、「当初考えたのは周囲雑音のうち、周囲雑音には
 いろんな成分がございますけど、人工雑音のレベルというのがITU-Rですね」
 「相当古い、30年前のデータですけど、これを基準にして許容値を検討しよう
 ということを考えました」と述べ、ITU-R 勧告の値を採用しようとしたことを認
 めている（杉浦尋問13頁）。

ITU-R 勧告の値は、以下の表の「等価雑音電界強度」欄のとおりである。

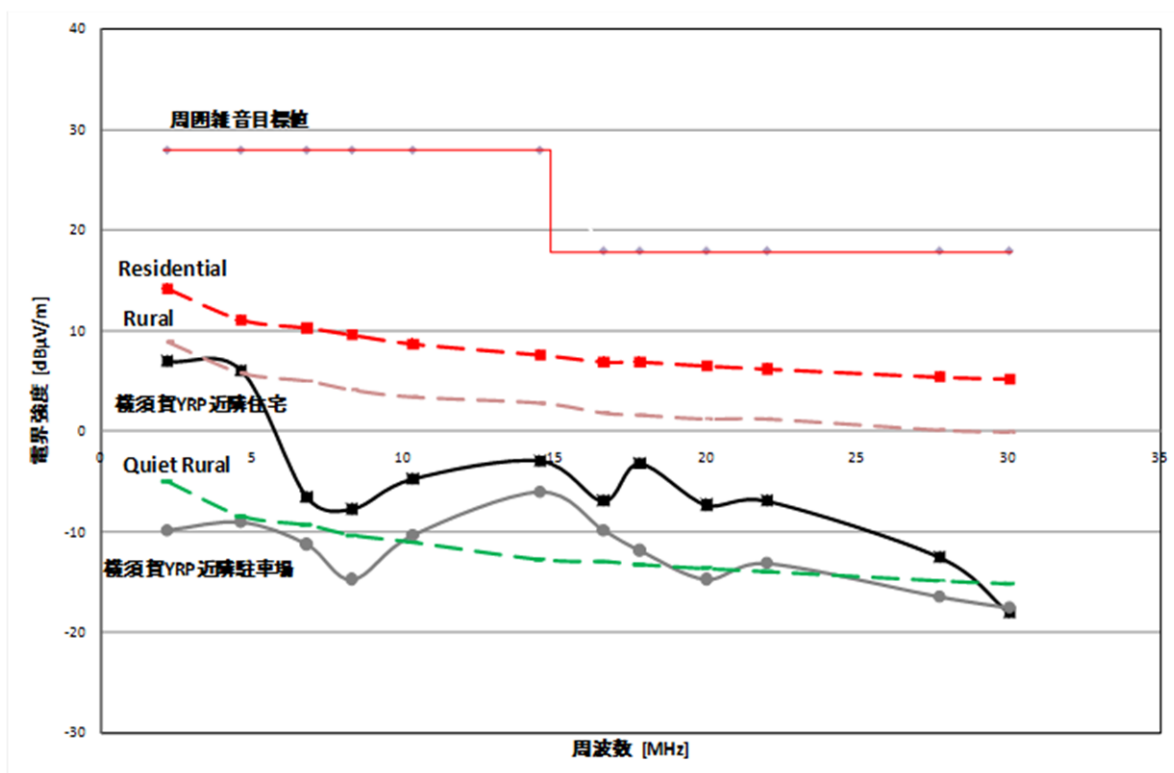
表 3-3 2MHz～30MHz 帯の外来雑音指数と等価電界強度 (ITU-R P. 372-8)

| | 外来雑音指数 Fa (dB) | | | | 等価雑音電界強度 En (dB μ V/m、()内は μ V/m) (b=10kHz) | | | |
|-----------------|----------------|------|-------|-------|---|---------------|----------------|----------------|
| | 2MHz | 3MHz | 10MHz | 30MHz | 2MHz | 3MHz | 10MHz | 30MHz |
| 商業環境 | 68.5 | 63.6 | 49.1 | 35.9 | 19.0 (8.9) | 17.6 (7.6) | 13.6 (4.8) | 9.9 (3.1) |
| 住宅環境 | 64.2 | 59.3 | 44.8 | 31.6 | 14.7 (5.4) | 13.3 (4.6) | 9.3 (2.9) | 5.6 (1.9) |
| 田園環境 | 58.9 | 54.0 | 39.5 | 26.3 | 9.4 (2.9) | 8.0 (2.5) | 4.0 (1.6) | -0.3 (1.0) |
| 極めて雑音の 少ない環境 | 45.0 | 40.0 | 25.0 | 11.4 | -4.5 (0.6) | -6.0 (0.5) | -10.5 (0.3) | -14.6 (0.2) |

(乙4の表3-3)

ITU-R 勧告は、商業環境、住宅環境 (Residential)、田園環境 (Rural)、極めて
 雑音の少ない環境 (Quiet Rural) の4つに分けて、周囲雑音を明示している。

これについて、グラフ化したものが、以下である。



(甲 170 土屋正道陳述書 18 / 52、ただし商業環境はグラフにはない)。

これに対して、国の実測は、以下のとおりである。

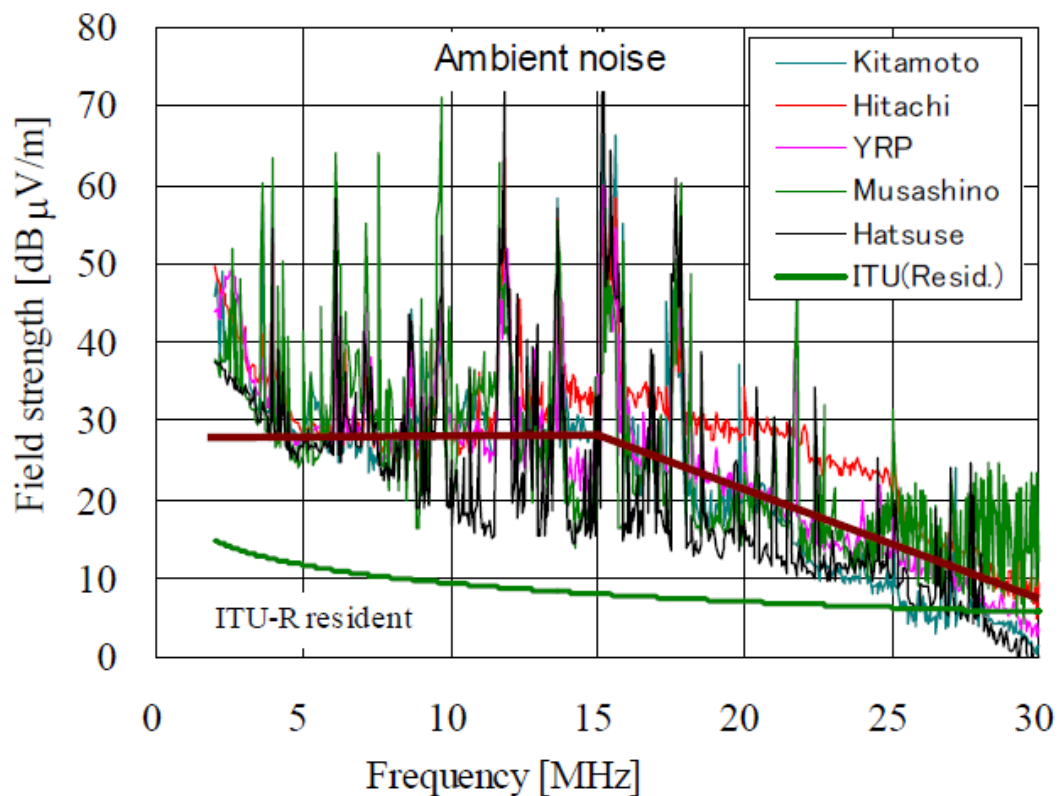


図1 周囲雑音の測定結果

(乙4の参考資料3の図1)

このように、国の実測は、ITU-R勧告を大幅に上回っている。

また、国の横須賀での実測と比べて、ほぼ同様の場所における土屋正道氏の実測は、大幅に乖離している。このような結果になったのは、国の測定は、測定器やアンテナの性能が低すぎて測定下限が高すぎるのが原因である。

しかし、この点について、杉浦氏は、「どういう測定データ、測定結果をとられたかわかりませんが、例えば今のITU-Rのデータから比べても非常に低い。測定方法がどうなっているかは私は詳細は知りませんが、何もコメントするものではありません。」と述べ、証言を避けた。また、なぜITU-R勧告を排除して、周囲雑音レベルを設定したのか、ついに説明ができなかった(杉浦尋問30頁～31頁)。

エ コモンモード電流による規制の誤り

さらに、コモンモード電流による規制も、誤っている。

第1に、コモンモード電流許容値の策定方法自体に問題があり、許容値は過大に（甘く）設定されている。

第2に、コモンモード電流許容値を満たしているかどうかの測定方法にも誤りがある。

これらの詳細については、訴状第3章第2（49頁～71頁）に述べた。ここでは、杉浦氏の証言の結論のみ再論する。

杉浦参考人は「測定値はここでは、ここでこういう測定法、本当は両側にコンピュータがあるんですけど、ここで測った測定値の許容値を満足するべきです。ただ、この許容値を満足するPLCモデムを実際の家屋に持っていったら、それは実際の家屋の電力線のレイアウトとか負荷とかいろんなもので違いますから、実際の家屋の中ではもっと電流が高くなったり低くなったりすると思っています。」と述べ（杉浦尋問47頁）、さらに、「ここで（注：コンセントで）測ったコモンモード電流値で満足していたとしても、家屋全体から出るコモンモード電流はこれよりも、そこで測ったものよりも高くなるという可能性があるということですか」という質問に対して「あります、大いにあります」と述べた（同、なお同49頁まで同旨）。このように、杉浦参考人自身、コンセントで測ったコモンモード電流では、実際にPLCが使用される家屋では、最大値にならないことを認めたのである。これは、すなわち、本件PLCの技術基準を満たしたPLC機器であっても、実際に消費者が使用した場合には、目標とした周囲雑音以上の漏えい電波が出る可能性が「大いに」あることを認めたものである。

上記杉浦参考人の証言は、ISNを用いた測定方法では、そもそも有効な規制になっていないことを自白したものである。この点については、当然のごとく、主任審理官からも、再度質問があった。その問答を引用する。

「要するに、PLC装置の許容基準を決めるのは、ほかの無線利用者と共存するためだと、こういうことですね。

そういうことです。はい。

最終的な目標は共存できるかどうかということですね。

はい。

お話を伺っていると、どういう許容値をどういう方法で測定したほうがいいのかどうかという点では、先ほど来、コモンモード電流を測定すると。それは分かりましたが、その理論値、あるいは、モデルでの実験が正しいかどうかというのは、実際の家屋ではおっしゃるとおりいろんな環境によって、いろんな条件によっていろんな現象が起きますよね。その理論値を定めるのはこの研究会の目標ではないわけでしょう。その許容値が本当に正しいかどうか、他の利用者と共存できるかどうかを決めるわけでしょうか。

そうですね。

結論を出すというものの研究会ですよ。

はい。

そうすると、その点についてはどうお考えになっているのか。何かちょっとお話を伺っていると、妨害波は出ることがあってもそれはしようがないんだというふうに関心があるんですけども、その辺はどうお考えなんだろう。意味分かりますでしょうか。

はい、分かります。基本的には、先ほど申し上げましたように、最初に申し上げましたように、予防的方策としてある許容値を決めて、事前に、未然に防ぐということをやっております。そのレベルが今こちら側は高過ぎるとおっしゃっているんですけど、我々としては、長い間使っているレベルと同じですから、基本的に言うと、だから、そういう問題になるようなところを探したり、いろんなことをすればそれはいっぱい出てくると思います。だけど、実際上は、実際上はそういうようなケースはまれだと思っています。

ですから、事前の予防だということは分かるんですが、その予防的な措置が効果があるかどうかはやっぱり実際の家屋でどうなっているかを何らかの検証というか、何かその辺のところの議論をしないといかんと思うんですが。事前の措置で、予防措置であるということは分かるんですが、それが本当に共存するための考え方として正しい考え方かどうかというのはどういう検証をされたのか。

基本的に言いますと、今申し上げたように、これまでの許容値を全部使って、今までの過去の実際受信障害とか何かがあんまり発生していない許容値を利

用していると、そこが最大のよりどころです。それから、今さっき申し上げましたように、世界中で、世界というかヨーロッパとかアメリカで使われる、韓国でも使われていますけど、その許容値に比べて十分低い許容値を採用している。

理論値がほかの国とも比較して低いから実害がないはずだという点、そういうふうにおっしゃる、それはわかるんですけど、実際はどうなのかということは議論にならなかったんでしょうか、研究会で。

基本的には議論になってませんね。」

この主任審理官の問題意識、すなわち、本件のコモンモード電流許容値での規制では漏えい電界強度を周囲雑音以下にできていないという問題意識は、原告らと全く同様である。

杉浦参考人は、妨害波が高くなるケースは「実際上は」「まれ」であると述べているが、それには何も理由が示されておらず、また、何の実証もされていないことを明らかにしている。杉浦参考人は、論理的に成り立たないことについて矛盾したことを述べ、さらに、何の根拠も示さずに「実際上は」「まれ」であるから、それで問題ないと開き直っている。ここから明らかになったことは、コモンモード電流での許容値設定そのものが誤っているのであり、この点に関する主任審理官の疑問は至極もつともである。

そして、土屋参考人は、I S Nを使用して（コンセントで）測定したコモンモード電流よりも、さらに大きなコモンモード電流が屋内配線上に生じていることを、実際に測定して実証した（土屋尋問10頁、甲170陳述書39頁）。この点については総務大臣も、「コモンモード電流については、モデム出力端のコモンモード電流より大きな電流が線路上に存在することは何ら不思議ではない」（国準備書面（33）9頁）と、認めているところである。

以上のとおり、本件P L Cは、他の無線利用との共存を図るために、漏えい電波を周囲雑音以下にするという考え方で、技術基準が策定されたはずであるところ、その考え方が全く守られていない。

(3) 小括

以上のとおり、2009年7月～10月に実施された参考人（証人）尋問の結果では、主任審理官は、本件P L Cの技術基準が、原告らを含む無線通信に継続的に重大な障害を生じさせないものかどうかについて、疑念を有していたはずであり、なお真偽不明の状態であったのである。

3 その後の経過（舟木鑑定が採用されるに至るまで）

- (1) そもそも、原告らは、2009年7月～10月に実施された参考人（証人）尋問以前に、検証を申立てていた（資料1「2008年9月5日付検証申立書」）。これは、双方の測定方法に著しい隔たりがあることについて、国側が、測定条件（場所、日時等）が異なるから意味がないしてきたことから、それなら、同一場所・同一日時で実験を行うべきと提案したものであった。
- (2) その後、2009年7月～10月に実施された参考人（証人）尋問の結果でも、主任審理官は、本件P L Cの技術基準が、原告らを含む無線通信に継続的に重大な障害を生じさせないものかどうかについて、疑念を有していた。
- (3) 主任審理官は、2009年10月7日の参考人尋問終了後に、同日付「P L C機器の实地測定について」（資料2）を示し、職権で検証を行う意向を示した。主任審理官は、国側が申請した杉浦氏の証言を聞いても、本件P L C技術基準の合理性に疑問を感じて、これを準備したものである。しかしながら、その内容は、審理官が選任した鑑定人によるもので、また、測定に用いる機器も、電波管理審議会で調達し、録音や撮影をしないというものであった。
- (4) 原告らは、これに対して、2009年11月6日付「P L C機器の实地測定について」（資料3）を提出した。原告らは、ここにおいて、鑑定人は、これまで本件技術基準の策定に関与していないものにすべきであり、また、測定の公正を期すために、鑑定人だけでなく、原告らにも同一場所・同一日時で同条件で測定をさせること、を求めた。
- (5) これに対して、主任審理官は、2009年12月3日付「P L C实地測定の実施方針について（案）」（資料4）を示し、舟木剛大阪大学教授に、鑑定を依頼することを提案した。しかし、原告らにも同一場所・同一日時で同条件で測定をさせ

ること、については認めなかった。

- (6) そして、電波監理審議会は、原告らに無断で、上記鑑定にかかる委託業者の請負について、入札手続を始めた（資料5、これは、原告らが偶然発見したものである）。
- (7) 原告らは、2009年12月30日付「PLC機器の実地測定について」（資料6）を提出した。原告らは、PLC実地測定における手続上の瑕疵と、実態面の瑕疵を指摘した。
- (8) これに対して、主任審理官は、2010年1月6日付「PLC機器の実地測定についての異議申立人らからの意見に対する所見」（資料7）を示し、職権鑑定は、主任審理官の考えで進める旨、回答した。
- (9) そして、主任審理官は、2010年1月15日付「PLC実地測定の実施計画（暫定版）」を示した。
- (10) これに対して、原告らは、2010年1月18日付「PLC機器の実地測定について（2）」（資料9）において、このような鑑定は認められない旨、回答した。その結果、職権鑑定は、いったんとりやめとなった。
- (11) その半年後、主任審理官は、2010年7月5日付「PLC実施測定に実施計画に関する意見聴取について」（資料10）を示し、同文書添付の「PLC実地測定の実施計画（案）」に基づき、職権鑑定を行う意向を示した。
- (12) これについて、原告らは、なおいくつかの点で異論もあったが、以前の案では測定場所が1カ所（横浜YRP）のみであったのに対して、原告が提案する場所も対象とされていたことから、異議を留保しつつも、基本的には、この提案を受け入れることにした（資料11、同年7月6日付PLC実地測定の実施計画（案）についての意見）。
- (13) 原告は、その後も、以下のとおり、実地測定に関する意見を述べたが、それらの大部分は採用されなかった。

2010年（平成22年）8月3日付鑑定人（候補者）への事前質問事項（資料12）

同年9月17日付「平成22年8月27日付の仕様書についての意見」（資料13）

同年9月17日付「鑑定人への事前質問事項Ⅱ」（資料14）

同年10月22日付「実地測定についての意見」（資料15）

同年 10 月 28 日付「実地測定についての意見」（資料 1 6）

同年 11 月 5 日付「実地測定についての意見」（資料 1 7）

- (14) このような経過の後、鑑定人舟木剛（大阪大学教授）による鑑定が実施された。その結果は、平成 23 年 2 月 21 日付「広帯域電力線搬送通信設備の漏洩電波の電界強度等の測定に関する鑑定報告書」及び「平成 23 年 3 月 8 日付異議申立人「鑑定報告書等について追加報告を求める上申書」に対する回答」において提出されている。
- (15) 本件の職権鑑定の経緯は、以上のとおりである。そもそも、原告は、国が行ったという周囲雑音の測定においてその電界強度が極めて高い値を示しているところ、その要因の一つとして、測定機器そのものの性能（測定限界）や測定方法に原因があるのではないかと指摘していた。そして、そのことを明らかにするために、録音・録画による記録の保存と、同時同一場所における原告らによる独立測定を求めてきた。しかるに、測定場所が 2 カ所になったことをのぞけば、原告らの指摘は、ほとんど活かされなかったのは、極めて遺憾である。

4 舟木鑑定の誤り、原告らによる測定

舟木鑑定の問題点については、土屋正道氏作成にかかる「広帯域電力線搬送通信設備の漏洩電波の電界強度等の測定、及び住宅地の周囲雑音の電界強度の測定に関する報告書」（甲 201 の 1 土屋報告書。以下「土屋報告」という。）において指摘されているとおりである。

その詳細は、訴状第 3 章第 4（75 頁～89 頁）に述べたとおりであり、ここでは、1 点だけ指摘しておく。

土屋氏は、舟木鑑定の誤りを実証するために、2011 年 3 月 31 日、舟木鑑定が実施された場所である横浜市金沢区の木造戸建住宅において、測定を実施した。これは、原告らが強く実施を要求していた、同時同一場所における原告らによる独立測定の代替となるものであった（甲 201 の 1 土屋報告）。

金沢区の周囲雑音については、

RMS：舟木鑑定 33/107 と土屋報告 32/72 が

Peak：舟木鑑定 32/107、37/107 と土屋報告 34/72 が、

それぞれ対比されている。

舟木鑑定では、「20MHz以下の周波数では測定下限より高い電界強度の周囲雑音が観測されている」とあるが（舟木鑑定 38/107）、その値はループアンテナで 25dB μ V/m 以上、周波数によっては 40dB μ V/m と非常に高い。さらに、モノポールアンテナでは、それ以上に高い値が示されている（舟木鑑定 33/107）。

一方で、日時を異にするものの、その他の条件は同一である土屋報告では、例えば 25MHz 付近では -13.9dB μ V/m となっている（土屋報告 32/72）。

これらの結果は、同じ場所での測定とは思えないほどの乖離がある。なぜ、このような乖離が生ずるのか、その理由は、すでに述べたとおり、舟木鑑定の測定に重大な瑕疵があることに加えて、舟木鑑定では、特に 10MHz 未満で、アンテナの同軸ケーブルの外皮に誘起された高周波雑音が周囲雑音として測定されていることが指摘できる。土屋報告では、同軸コモンモードフィルタを使用している（土屋報告 32/72、34/72）。

5 舟木鑑定人に対する鑑定人尋問の請求が却下されたこと

- (1) 原告らは、2011年5月13日に、上記職権鑑定を行った舟木剛氏について、鑑定人尋問を請求した（資料18）。
- (2) しかしながら、主任審理官は、上記鑑定人尋問請求を、何の理由も示さず却下した。
- (3) 電波監理審議会の審理は、裁判ではないが、それに準ずる手続保障が図られるべきであることは当然であり、鑑定報告書を提出した鑑定人に対して、その信用性を弾劾するための尋問が認められるべきことは当然のことである。それが認められないのであれば、舟木鑑定には、何の証拠価値もなく、本件の審理から排除すべきであった。
- (4) しかしながら、原決定は、舟木鑑定に依拠して、事実認定を行っている。

第3 結論

- 1 電波監理審議会の職権鑑定の目的は、PLCについて「異議申立人及び総務大臣双方が周囲雑音レベル及びPLC設備の漏えい電波の電界強度等を測定し、審

理に証拠として示しているところである。しかしながら、それぞれの測定結果が大きく異なり、お互いの測定方法等の妥当性について釈明を求めている状態である。そこで、如何なる要因により、このような測定結果の差異が生じるのか、また、本件技術基準の技術的前提が適切であるか等を検討するため」に実施された（2010年7月5日付 PLC 実地測定の実施計画(案)）。

- 2 では、本件職権鑑定によって、「如何なる要因により、このような測定結果の差異が生じるのか」が明らかになったか、と言え、それは全く明らかにならなかった。すなわち、舟木鑑定は、原告から、様々な測定技術上の疑義を提出されていたにもかかわらず、そのほとんどを無視して、独自の測定を行った。その結果、周囲雑音については、現実をかけ離れた過大な結果となり、また、コモンモード電流、ディファレンシャルモード電流の測定においても、過大入力による測定器の飽和により、正しく測定できなかった。そして、もっとも重要なことは、舟木鑑定は、原告らが提出した証拠については、何の否定的な根拠も提示できなかったことである。
- 3 原告らは、総務大臣が行った測定方法について、機器の測定限界を無視したものであるなど測定方法に誤りがあることを再三指摘してきた。そして、同時同一場所における双方の測定を再現実施すれば、その違いは容易に明確になると主張してきた。そして、これを実現することは、全く難しいことではない。しかるに、主任審理官は、より手間のかかる職権による測定にこだわった。
- 4 原告らは、当初、横浜 YRP 1カ所での測定の計画に反対し、いったんは職権鑑定に反対までしたが、その後、原告の推薦する場所も加え2カ所で測定することに変更されたことにより、最大限譲歩して、舟木鑑定の実施に協力した。しかし、主任審理官及び舟木鑑定人は、原告らからの科学的知見に基づいた指摘のほとんどを無視して、鑑定を実施した。それどころか、舟木鑑定時において、容易に実現できる原告による同時同一場所での測定もかたくなに拒み、それどころか、舟木鑑定の録音・録画も認めないなど、一切の再現を不可能にした。
- 5 あげくの果てには、舟木氏に対する鑑定人尋問まで却下した。にもかかわらず、原決定は、舟木鑑定に依拠して、数多くの事実認定を行っているのである。
- 6 したがって、職権鑑定は、認定事実を基礎づける上で証拠価値が低く、結局、

電波監理審議会の認定事実には、実質的証拠が欠けているというべきである。

- 資料1 2008年9月5日付「検証申立書」
- 資料2 2009年10月7日付「PLC機器の实地測定について」
- 資料3 2009年11月6日付「PLC機器の实地測定について」
- 資料4 2009年12月3日付「PLC实地測定の実施方針について（案）」
- 資料5 入札説明書 平成21年度0049-0250
- 資料6 2009年12月30日付「PLC機器の实地測定について」
- 資料7 2010年1月6日付「PLC機器の实地測定についての異議申立人らからの意見に対する所見」
- 資料8 2010年1月15日付「PLC实地測定の実施計画（暫定版）」
- 資料9 2010年1月18日付「PLC機器の实地測定について（2）」
- 資料10 2010年7月5日付「PLC実施測定に実施計画に関する意見聴取について」
同文書添付「PLC实地測定の実施計画（案）」
- 資料11 2010年7月6日付「PLC实地測定の実施計画（案）についての意見」
- 資料12 2010年8月3日付鑑定人（候補者）への事前質問事項
- 資料13 2010年9月17日付「平成22年8月27日付の仕様書についての意見」
- 資料14 2010年9月17日付「鑑定人への事前質問事項Ⅱ」
- 資料15 2010年10月22日付「实地測定についての意見」
- 資料16 2010年10月28日付「实地測定についての意見」
- 資料17 2010年11月5日付「实地測定についての意見」
- 資料18 2011年5月13日付証拠申出書